

逗子市営住宅条例(平成9年逗子市条例第12号)新旧対照表 改正箇所抜粋

現行	改正後（案）	備考
（住宅の明渡請求） 第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 （1） 不正の行為によって入居したとき。 （2） 家賃を3月以上滞納したとき。 （3） 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。 （4） 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。 （5） 第13条、第14条及び第24条から第28条までの規定に違反したとき。 （6） 入居者又は同居者が暴力団員であると判明したとき。 （7） 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 市長は、第1項第2号から<u>第5号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の	（住宅の明渡請求） 第42条 （略） 2・3 （略） 4 市長は、第1項第2号から<u>第6号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の	

日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

別表(第3条関係)

1 市営住宅

名称	位置
桜山住宅	逗子市桜山5丁目32番
沼間南台住宅	逗子市沼間1丁目24番及び25番
池子住宅	逗子市池子3丁目1番
<u>小坪滝ヶ谷第3住宅</u>	<u>逗子市小坪7丁目3番</u>

2 共同施設(駐車場)

名称	位置
桜山住宅駐車場	逗子市桜山5丁目32番
沼間南台住宅駐車場	逗子市沼間1丁目24番及び25番
池子住宅駐車場	逗子市池子3丁目1番

日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 (略)

別表(第3条関係)

1 市営住宅

名称	位置
桜山住宅	逗子市桜山5丁目32番
沼間南台住宅	逗子市沼間1丁目24番及び25番
池子住宅	逗子市池子3丁目1番

2 共同施設(駐車場)

名称	位置
桜山住宅駐車場	逗子市桜山5丁目32番
沼間南台住宅駐車場	逗子市沼間1丁目24番及び25番
池子住宅駐車場	逗子市池子3丁目1番